

新庁舎建設基本計画市民検討委員会

委嘱状交付式及び第 1 回会議

日 時：平成 29 年 11 月 29 日（水） 14：00～16：00
場 所：大村市役所第 8 会議室（第 3 別館 2 階）

次 第

1 委嘱状交付式

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 閉会

2 第 1 回会議

- (1) 開会
- (2) 自己紹介
- (3) 議事
 - ア 委員長の選任について
 - イ 副委員長の選任について
 - ウ 市庁舎の現状と課題、建替えの必要性について
 - エ その他
- (4) 閉会

「新庁舎建設基本計画市民検討委員会」 委員名簿

平成29年11月

番号	氏 名	備 考
1	太田 明直	公募
2	島中 英安	大村市老人クラブ連合会 会長
3	田川 美智代	大村市連合婦人会 会長
4	中村 人久	大村商工会議所 会頭
5	西畑 直	公益社団法人 大村青年会議所 専務理事
6	濱崎 朋美	大村市 P T A 連合会 母親部長
7	林田 佐重喜	公募
8	松尾 光敏	大村市身体障害者団体連合会 会長
9	松尾 祥秀	大村市町内会長会連合会 会長
10	宮原 和明	長崎総合科学大学名誉教授
11	山下 浩司	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 事務局次長

※委員名は五十音順

大村市新庁舎建設基本計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大村市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し市民の意見を広く聴取するため、大村市新庁舎建設基本計画市民検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 新庁舎の規模、構造、機能等に関する事項
- (2) その他基本計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年5月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱の日以後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。

- 3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、財政部用地管財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年11月27日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。

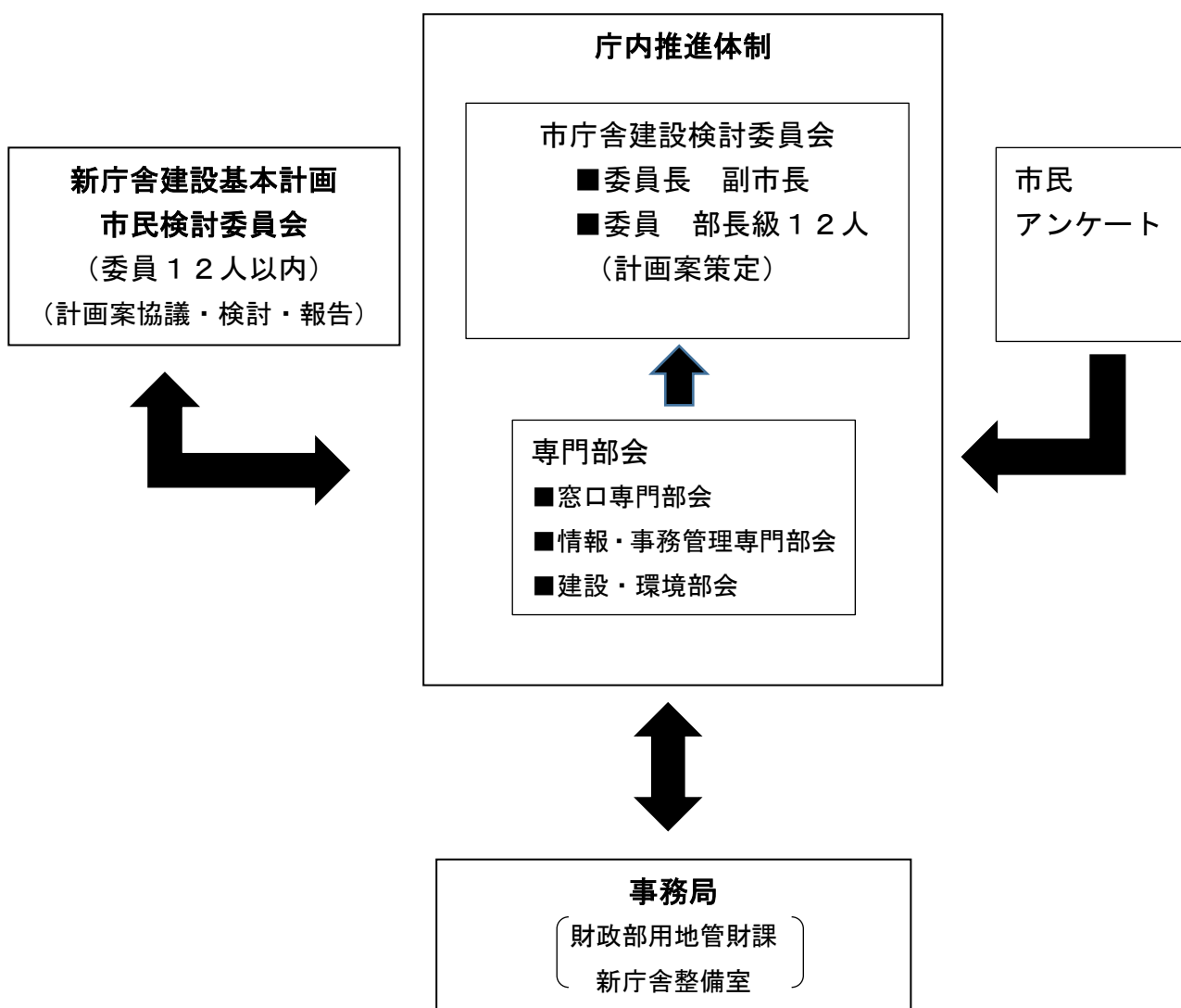
設置目的と推進体制について

1 目的

本委員会は、現地周辺に新庁舎を建設するに当たり、その基本的な考え方、整備方針、機能等を検討し、新庁舎の建設に係る基本計画を策定することを目的とする。

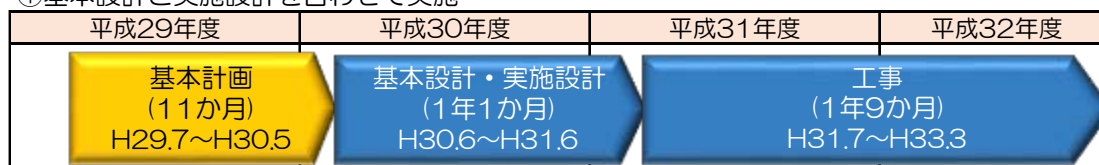
2 推進体制

新庁舎の建設に係る推進体制は、次のとおり

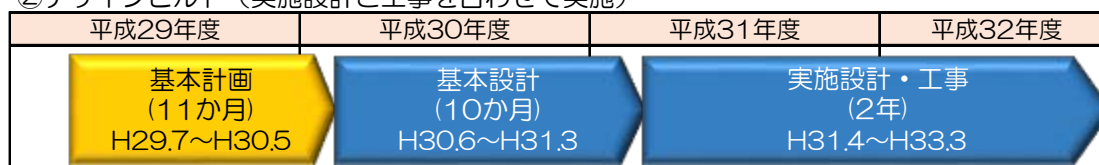


3 事業スケジュール（予定）

①基本設計と実施設計を合わせて実施



②デザインビルド（実施設計と工事を合わせて実施）



※発注手法については、今後、基本計画の中で検討する。

4 開催スケジュール（予定）

全5回程度実施予定

日程	議題
第1回（平成29年11月29日）	現庁舎の現状と課題、建替えの必要性について
第2回（平成29年12月下旬）	庁舎建設基本計画（方針・機能等）について
第3回（平成30年1月中旬）	庁舎建設基本計画（方針・機能等）について
第4回（平成30年2月中旬）	庁舎建設基本計画（方針・機能等）について
第5回（平成30年3月中旬）	意見報告書まとめ

市庁舎の現状と課題、建替えの必要性について

1 現庁舎の現状

本庁舎の本館は、昭和 39 年に建設され、既に建築後 52 年が経過しており、建物等の老朽化が進んでいます。また、行政需要の増加により、昭和 49 年に別館を、昭和 63 年に第 2 別館を、更に平成 5 年に第 3 別館を増築し現在に至っていますが、その結果として庁舎内部が複雑化し分かりにくくなっており、市民にとって利用しにくい状況となっています。

さらに、昭和 46 年建設の上下水道局、昭和 58 年建設の中心市街地複合ビル、昭和 60 年建設の大村市こどもセンター等を使用し、庁舎が分散している状況です。

また、本館と別館について平成 9 年度実施した耐震診断では、耐震強度が不足しており、耐震補強が必要と診断されています。

2 現庁舎の課題

(1) 老朽化・耐震性能の不足による安全性の低下

ア 本館は、建築から 50 年以上が経過し、他の庁舎についても、一般的に大規模な改修が必要とされる 30 年を超え、防水機能の劣化による雨漏り、内壁のモルタル剥離など建物の内外装や設備等の老朽化が進んでいます。

各庁舎の建築年・構造等（平成 28 年度末現在）

【本庁舎】

庁舎名称	建築年	経過 年数	耐用 年数	階数等	延床面積 (㎡)	構造
市役所本館	昭和 39 年	52 年	50 年	地上 5 階 /地下 1 階	5,797	鉄筋コンクリート
市役所別館	昭和 49 年	42 年	50 年	地上 4 階	3,406	鉄筋コンクリート
市役所第 2 別館	昭和 63 年	28 年	38 年	地上 2 階	871	軽量鉄骨
市役所第 3 別館	平成 5 年	23 年	38 年	地上 2 階	1,524	鉄骨
附属施設	機械室、自家発電機室等				416	
合計					12,014	

【分庁舎】

庁舎名称	建築年	経過 年数	耐用 年数	階数等	延床面積 (㎡)	構造
中心市街地複合ビル(長寿介護課、障がい福祉課)	昭和 58 年	33 年	50 年	2 階部分	1,192	鉄筋コンクリート
こどもセンター	昭和 60 年	31 年	50 年	地上 2 階	3,222	鉄筋コンクリート
上下水道局	昭和 46 年	45 年	50 年	地上 2 階	641	鉄筋コンクリート
地域交流館 (下水道工務課)	昭和 41 年	50 年	50 年	2 階部分	539	鉄筋コンクリート
総合福祉センター (男女共同参画センター)	昭和 47 年	44 年	50 年	3 階部分	800	鉄筋コンクリート
旧高齢者・障害者 センター(新図書館 整備室)	昭和 56 年	36 年	50 年	地上 2 階	945	鉄筋コンクリート
合計					7,339	

※延床面積には、執務室以外の共有スペース等も含まれています。



雨漏り（本館）



内壁のモルタル剥離（別館）



雨漏り（上下水道局）



底先端のモルタル剥離（上下水道局）

イ 昭和５６年の建築基準法の改正により耐震設計に関する基準が大幅に見直されたこともあり、それ以前に建設されている庁舎は、現在の基準において耐震性能が低くなっています。

平成９年度に本館と別館の耐震診断を行った結果、耐震性能が不足しており、建物の安全性が確保されていない状況となっています。

鉄筋コンクリート造の診断結果の目安として、市役所本館のように I_s 値※^１が 0.3 から 0.6 のものは、震度 6 強から阪神淡路大震災なみの震度 7 の大地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性があるとされ、耐震補強が必要と判定されます。市役所別館のように I_s 値が 0.3 未満のものは、震度 6 強から震度 7 の大地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性が高いとされ、早急な耐震補強等が必要と判定されます。

市役所本館と別館の耐震診断結果

庁舎名称	建築年	I_s 値	判定
市役所本館	昭和 39 年	0.38～0.58	倒壊又は崩壊する危険性がある
市役所別館	昭和 49 年	0.27～2.24	倒壊又は崩壊する危険性が高い

※１ I_s 値：建物の耐震性能を表す指標で、建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化といった耐震性能にかかわる要素を総合的に判断するものです。

I_s 値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されます。

市庁舎など災害時の防災拠点となる施設については、 I_s 値 0.6 の 1.5 倍の強度、 I_s 値 0.9 以上が求められています。

I_s 値の目安（震度 6 から 7 の地震に対して）

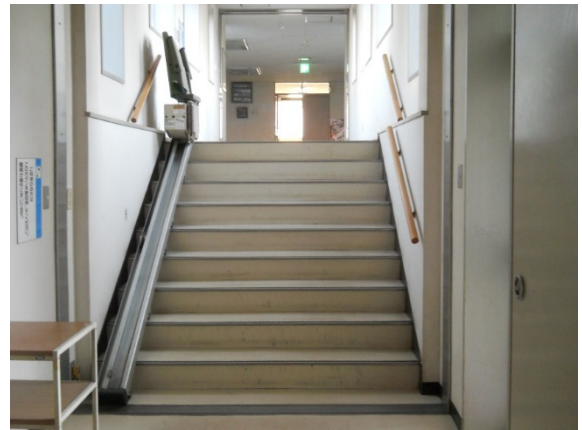
I_s 値 0.3 未満	倒壊または崩壊する危険性が高い
I_s 値 0.3 以上 0.6 未満	倒壊または崩壊する危険性がある
I_s 値 0.6 以上	倒壊または崩壊する危険性は低い

(2) バリアフリー対応の不足

庁舎は、不特定多数の人々が利用する公共の建物であり、様々な人が利用しやすいように整備される必要があります。しかし、現庁舎では高齢者や障がい者などに配慮したバリアフリー化が構造的に対応できない部分があり、市民にとっての安全性と利便性への配慮が不十分であり、根本的な解決策が必要となっています。



本館と別館の通路の階段（本館）



エレベーターが設置できないため
リフトで階段を移動（第3別館）

(3) 庁舎の狭あい化による市民サービス機能の低下

市民ニーズが多様化するにつれて、行政の役割が高まっています。しかし、保管文書の増加等により事務スペースが狭く、会議室等の打合せスペースも不足する状況にあり、事務効率の低下を招いています。

また、本庁舎では玄関ロビー、廊下など共用スペースに余裕がなく、待合椅子等の配置が制限されています。さらに、市民が人には知られたくない内容を相談するスペースが十分に確保できておらず、窓口カウンターのプライバシー保護への配慮も十分な対応ができていません。

本庁舎においては、増築を重ねた結果、庁舎内部が複雑になっており、部署の配置がわかりにくく、市民にとっての利便性と市民サービス機能が低下しています。

加えて、事務室、会議室、書庫等が不足しているため、備品や書類などが共有スペースなどに溢れて置かれています。災害時の避難通路としても機能する部分では、地震時に高く積まれた備品などが倒れて通路を塞いでしまうといった危険性もあり、市民や職員の安全性が十分に確保されているとはいえない状況となっています。



待合スペース（本館）



窓口カウンター（本館）



共有スペースに置かれた備品（別館）



廊下に置かれた備品（別館）

(4) 高度情報化への対応の限界

現庁舎は、昭和30年代後半や昭和40年代後半に建築された庁舎で、OAフロアになっていません。そのため、天井からの配線や、床への配線の固定化により、OA機器等の増設や配置の変更等が難しくなっています。



天井からの配線（別館）



床への配線（本館）

(5) 庁舎の分散化による市民サービス等の低下

現在、本庁舎の施設規模では、全ての市政の機能を集約することが困難なため、中心市街地複合ビル、こどもセンター、上下水道局等にその機能を分散して行政運営を行っています。そのため、来庁者の用件によっては複数の庁舎へ行かなければならないこともあり、庁舎が分散していることにより市民の利便性が損なわれています。



本庁舎、分庁舎の配置

3 新庁舎の必要性

現在の庁舎が抱える課題への対応策として、耐震補強を伴う大規模改修工事の実施と本庁舎の建替えによる方法が考えられます。

現庁舎は耐用年数が過ぎている建物もあり、この庁舎を耐震化、長寿命化するには、多額の費用が必要となります。さらに、耐震化や長寿命化を行ったとしても、庁舎の狭あい化、分散化、バリアフリー化等現庁舎が抱える課題を解決することは困難です。

このようなことから、庁舎の老朽化による安全性への不安、耐震性能の不足や狭あい化、市政機能の分散化等現庁舎が抱える課題を解消し、十分な行政サービスの提供と市民のニーズや時代の要請に応えるためには、機能性、安全性等に優れた新庁舎の建設が必要となります。

早期に防災機能を確保し、市民サービス機能の向上を目指す新たな庁舎を、現庁舎周辺の敷地を活用して、建替・整備する計画としています。



新庁舎建設予定地（現庁舎、ポート第5駐車場、補助グラウンドを活用）